

## 公立大学法人公立鳥取環境大学入学料免除に関する規程

平成30年11月16日  
公立鳥取環境大学規程第33号

### (趣旨)

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程（平成24年公立鳥取環境大学規程第53号）第2条の2に基づく入学料の免除については、公立大学法人公立鳥取環境大学私費外国人留学生の授業料等の減免に関する規程に定めるところを除き、この規程の定めるところによる。

### (免除基準)

第2条 理事長は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院研究科に入学する者（科目等履修生又は研究生としての入学を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、入学料の納入が著しく困難な場合は、入学料を免除することができる。

- (1) 入学年度の前年度において、学資負担者が死亡した場合
- (2) 本人若しくは学資負担者の居住する自宅家屋が地震、風水害等により全・半壊又は流出した場合及びこれに準ずる相当の事由があると認められる場合
- (3) その他入学料の納入が特に困難であると理事長が認めた場合

### (申請手続等)

第3条 入学料の免除を受けようとする者は、理事長が別に定める期日までに、入学料免除申請書（様式第1号）に免除事由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- 2 入学料の免除を申請した者に係る入学料は、免除の許可又は不許可が決定されるまでの間は、徴収を猶予するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入学料免除申請書を提出する際に免除事由を証明する書類を取得できない者は、入学料を納入した上で、入学料免除申請書(様式第1号)により、理事長に申請することができる。この場合においては、免除の事由を証明する書類を取得次第、提出しなければならない。
- 4 入学料の免除を申請した者が死亡した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 入学料の徴収の猶予期間内に死亡した場合は、入学料の全額を免除する。
  - (2) 入学料の減免が認められなかった者が入学料の納入前に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

### (免除の決定)

第4条 入学料の免除は、理事長が選考し、決定するものとする。

### (免除の通知)

第5条 理事長は、入学料の免除の可否を決定したときは、免除を申請した者に対し、入学料免除に係る決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(納入)

第6条 入学料の免除が不許可となった者(第3条第3項の規定に基づき申請した者を除く。)は、本学が指定する期日までに、所定の入学料を納入しなければならない。

(入学料納入後の免除)

第7条 入学料を納入した後に、第2条に該当する場合であって、特別な事情があると理事長が認めたときは、当該入学料を免除することができる。

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、第3条第1項の規定に準じて理事長に申請しなければならない。この場合における申請期限については、理事長が別に定める。

(免除決定の取消し)

第8条 理事長は、入学料の免除の決定を受けた者が、第2条各号に該当しないこと又は虚偽の申請を行ったことが明らかになったときは、その決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により入学料免除の決定を取り消したときは、免除の決定を取り消した者に対し、その旨を入学料免除取消通知書(様式第3号)により通知するとともに、当該取消に係る入学料を徴収するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月16日から施行し、平成31年度に入学する者が、前年度に納入する入学料から適用する。

## 入学料免除申請書

年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学  
理事長 様

必要書類を添付のうえ、入学料の免除を申請します。

受験番号

合格者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(学 部) 学部・学科 \_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_

(大学院) 専攻 環境経営研究科 \_\_\_\_\_ 専攻 \_\_\_\_\_

学資負担者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

続柄 ( )

学資負担者住所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

### 記

申請する区分及び必要な書類（該当する内容にチェックしてください）

入学年度の前年度において、学資負担者が死亡した場合

(確認書類)

学資負担者と同居している世帯員全員の住民票 ※必須

市区町村発行の所得証明書（未就学者及び就学者を除く世帯員全員） ※必須

その他の証明書等（書類名； \_\_\_\_\_ )

本人若しくは学資負担者の居住する自宅家屋が地震、風水害等により全・半壊又は流出した場合及びこれに準ずる相当の事由があると認められる場合

(状 況)

全壊  半壊  流失  その他（記入； \_\_\_\_\_ )

(確認書類)

市区町村発行の罹災証明書 ※必須（但し、学資負担者死亡の場合を除く）

学資負担者と同居している世帯員全員の住民票 ※必須

市区町村発行の所得証明書（未就学者及び就学者を除く世帯員全員） ※必須

その他の証明書等（書類名； \_\_\_\_\_ )

その他入学料の納入が特に困難であると理事長が認めた場合

(状 況) ※入学料の納入が特に困難である状況を詳しく記載してください。

(確認書類)

学資負担者と同居している世帯員全員の住民票 ※必須

市区町村発行の所得証明書（未就学者及び就学者を除く世帯員全員） ※必須

その他の証明書等（書類名； \_\_\_\_\_ )

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（申請者氏名） 様

公立大学法人公立鳥取環境大学  
理事長

印

## 入学料免除に係る決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入学料の免除について、下記のとおり決定しましたので、公立大学法人公立鳥取環境大学入学料免除に関する規程第4条の規定により通知します。

記

|         |                |
|---------|----------------|
| 決 定 内 容 | 入学料を免除する（しない）。 |
|---------|----------------|

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（入学料免除決定取消者氏名） 様

公立大学法人公立鳥取環境大学  
理事長

印

### 入学料免除取消通知書

年 月 日付で通知した入学料の免除について、下記のとおり免除の決定を取り消しましたので、公立大学法人公立鳥取環境大学入学料免除に関する規程第8条の規定により通知します。

#### 記

|           |   |
|-----------|---|
| 取 消 理 由   |   |
| 今 後 の 取 扱 | 平成 年 月 日までに次の入学料の額を所定の振込用紙により振り込むこと。<br>入学料の額 円 |